

# 令和6年度 薬剤師認知症対応力向上研修



令和7年1月26日  
京都府健康福祉部高齢者支援課

# かかりつけ薬剤師の役割 編

---

ねらい： 認知症の人や家族を支えるために  
かかりつけ薬剤師ができることを理解する

到達目標：

- 認知症施策推進大綱等の施策の目的を踏まえ、  
かかりつけ薬剤師の役割を理解する
- 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの  
重要性を理解する
- 早期発見・早期対応の意義・重要性を理解する

# 認知症の人の将来推計について

現在65歳以上の高齢者に対する認知症の方の割合はおよそ8人に1人という推計値  
2060年には全国で645万人(5.6人に1人)、認知症の手前の状態にあたる軽度認知障害(MCI)は632万人に達するという推計が公表されている

	2022年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
認知症高齢者数 (有病率)	443.2 万人 (12.3%)	471.6 万人 (12.9%)	523.1 万人 (14.2%)	584.2 万人 (14.9%)	586.6 万人 (15.1%)	645.1 万人 (17.7%)
MCI高齢者数 (有病率)	558.5 万人 (15.5%)	564.3 万人 (15.4%)	593.1 万人 (16.0%)	612.8 万人 (15.6%)	631.2 万人 (16.2%)	632.2 万人 (17.4%)

※MCI: 軽度認知障害。記憶障害はあっても認知症とは言えない状態。認知症の予備軍または前駆状態と言われる。

※2025年以降の推計人口の出典: 国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口: 性年齢階級別人口分布・出生中位(死亡中位)推計

出典: 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」  
(令和5年度厚生労働省老人保健事業 九州大学 二宮教授)  
R6.5.8認知症施策推進関係者会議(第2回)資料より作成

# 京都府の認知症高齢者の推計

## ■京都府における認知症高齢者の推計

	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年	2025年 から 2040年の増
認知症高齢者 数計 (全国値)	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人	+112.6 万人
京都府にあて はめた場合	9.8万人	10.9万人	12.1万人	12.1万人	—	+2.3 万人
MCI高齢者数 推計 (全国値)	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人	+48.5 万人
京都府にあて はめた場合	11.7万人	12.2万人	12.7万人	13.0万人	—	+1万人

※京都府の数値は、京都府の将来推計人口に今回公表された国推計の有病率を乗じて算出している。都道府県別将来推計人口は2050年より先の値は公表されていない。

# 認知症施策推進大綱の概要

〔役割3〕

令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定

## 基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

② 予防

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ▶▶早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ▶▶医療従事者等の認知症対応力向上の促進

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点の重視

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

- 令和5年6月、認知症基本法が成立。令和6年1月1日施行。
- 「認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる」「認知症の人でもそうでない人も、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、相互に尊重し支え合いながら共生する活力ある社会」＝「共生社会」の実現を推進
- 認知症施策について、基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、基本的施策等について定める

## <国・地方公共団体の責務(第4、5条)>

\* 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する

## <保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務(第6条)>

- \* 国及び地方公共団体を実施する認知症施策に協力する
- \* 良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

## <日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務(第7条)>

- \* 国及び地方公共団体を実施する認知症施策に協力する
- \* そのサービスを提供するにあたり、支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努める

## <計画の策定(第11～13条)>

- \* 国において認知症施策推進基本計画を策定
- \* 都道府県及び市町村は、国の基本計画を基本として都道府県計画、市町村計画を策定(努力義務)

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要①

## 〔役割5〕

令和5年法律第65号  
令和5年6月14日成立、  
同月16日公布  
令和6年1月1日施行

### 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

→ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。)

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定(認知症の人及び家族等の意見を聴く。)(努力義務)



# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要②

## 〔役割6〕

### 5.基本的施策

#### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

#### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

#### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

#### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

#### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

#### ⑥【相談体制の整備及び孤立への対策】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

#### ⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

#### ⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

### 6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討



# 認知症施策推進基本計画

令和6年12月3日に閣議決定。基本法の目的である「**共生社会の実現**」に向けて、この基本計画に沿って、認知症に関するすべての取組を推進していく。

## 「新しい認知症観」

認知症は「誰もがなりうる」ことを前提に、認知症になってからも、個人としてやりたいことがあり、住み慣れた地域で希望をもって暮らし続けることができる。

### 重点目標

国民の理解

本人の意思  
の尊重

地域での  
安心した  
暮らし

新たな知見  
や技術の  
活用

# 京都の認知症総合対策推進計画

第3次 京都式  
オレンジプラン

第3次 京都認知症総合対策推進計画



## 特徴

1. 行政だけでなく、あらゆる関係団体や府民が行動すべき取組を明示
2. 当事者等によるプラン評価(10のアイメッセージ、本人ミーティング)を明記
3. 当事者等による評価で得られた声に重点を置いた施策

	京都市オレンジプラン	新・京都市オレンジプラン	第3次京都市オレンジプラン
策定年	2013(平成25)年9月	2018(平成30)年3月	2024(令和6)年3月
検討メンバー	医療・介護・福祉・当事者団体等から構成	医療・介護・福祉・当事者団体等から構成	医療・介護・福祉・当事者団体等から構成
実施主体	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民
計画期間	2013年度～2017年度	2018年度～2023年度(6年間)	2024年度～2029年度(6年間)
実施項目	<p><b>【共通施策】</b> 認知症ケアパスの作成・普及、ポータルサイトの公開、若年性支援ガイドブック作成</p> <p><b>【個別施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり</li> <li>2. &lt;早期発見・早期鑑別診断・早期対応&gt;ができる体制づくり</li> <li>3. とぎれない医療体制づくり</li> <li>4. とぎれない介護サービス体制づくり</li> <li>5. 地域での日常生活・家族支援の強化</li> <li>6. 認知症ターミナルケアにおける対策</li> <li>7. 医療資源の地域格差是正</li> <li>8. 若年性認知症への対策</li> </ol>	<p><b>【共通施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 10のアイメッセージの普及による当事者視点の浸透</li> <li>2. 認知症に関する情報発信の充実</li> <li>3. 地域の特性に応じた取組の推進</li> </ol> <p><b>【個別施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり</li> <li>2. &lt;早期発見・早期鑑別診断・早期対応&gt;ができる体制づくり</li> <li>3. とぎれない医療・介護サービスが受けられる仕組づくり</li> <li>4. 地域での日常生活や就労、社会参加等の支援の強化</li> <li>5. 家族・介護者等への支援の強化</li> <li>6. 若年性認知症施策の強化</li> </ol>	<p><b>【共通施策】</b> <b>10のアイメッセージによる当事者視点の重視</b></p> <p><b>【個別施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認知症本人の活動</li> <li>2. 認知症の本人・家族を支える地域の支援体制</li> <li>3. 医療介護の提供体制</li> </ol>
プラン評価	<b>当事者視点「10のアイメッセージ」</b>	<b>「10のアイメッセージ」評価及び本人ミーティングの実施</b>	<b>「10のアイメッセージ」評価及び本人ミーティングの実施</b>

# 第3次京都式オレンジプランの概要

策定年	2024年(令和6年)3月
検討メンバー	京都地域包括ケア推進機構 構成団体
実施主体	府・市町村・団体(医療・介護・福祉)・府民
計画期間	2024年度～2029年度(6年間)



## <共通方策と個別方策>

「10のアイメッセージによる当事者視点の重視」を共通方策とし、3つの個別方策を推進し、共生社会の実現に取り組んでいく。

【共通方策】(共生社会の実現を推進するための基本的考え方)  
10のアイメッセージによる当事者視点の重視

### 【個別方策】

- ①認知症本人の活動
- ②認知症の本人・家族を支える地域の支援体制
- ③医療介護の提供体制

### 【各方策の関係性イメージ】

①認知症本人の活動

②認知症の本人・家族を支える地域の支援体制

③医療・介護の提供体制

10のアイメッセージ  
「当事者視点の重視」



認知症の人とその家族が望む

# 10のアイメッセージ

京都式オレンジプラン

## かなえるオレンジロード

**2** 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。

**3** 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。

**1** 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。

**4** 私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。

**10** 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

**8** 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。

**9** 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。

**7** 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。

**6** 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずにすごしている。

**5** 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんですごしている。

# 認知症の人と家族がのぞむ「10のアイメッセージ」

- ① 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。
- ② 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。
- ③ 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。
- ④ 私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。
- ⑤ 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんですごしている。
- ⑥ 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずすごしている。
- ⑦ 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。
- ⑧ 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。
- ⑨ 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。
- ⑩ 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

# 認知症の予防の考え方

〔役割17〕

## 一次予防（認知症の発症遅延や発症リスク低減）

- 運動不足の改善と糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防
- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持
- 介護予防の事業や健康増進事業と連携

## 二次予防（早期発見・早期対応）

- かかりつけ医、保健師、薬剤師等による健康相談
- 認知症初期集中支援チームによる訪問活動
- かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携

## 三次予防（認知症の進行の予防と進行遅延）

- 重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応
- 認知症バリアフリー、不安の除去と安心・安全な生活の確保

# 早期発見・早期対応の意義

〔役割7〕

- 認知症を呈する疾患のうち**可逆性の疾患**は、治療を確実に行うことが可能
- 進行性の認知症であっても、より早期からの適切な薬物療法により**進行抑制**や**症状緩和**が可能
- 本人が変化に戸惑う期間を短くでき、その後の**暮らしに備える**ために、自分で判断したり家族と相談できる
- 家族等が適切な介護方法や支援サービスに関する**情報を早期から入手可能**となる
- 病気の進行に合わせたケアや諸サービスの利用により、**日常生活の質の維持向上**や**家族の介護負担が軽減**できる



# かかりつけ薬剤師・薬局の役割

---

## 〔役割9〕

- 認知症の疑いに気づくことができる
- 認知症の疑いに気づいたとき、速やかにかかりつけ医等と連携して、適切に対応できる体制をつくる
- 地域包括支援センター等の関係機関や他職種と連携して認知症の人と家族を支える
- 認知機能の低下がもたらす服薬行動への影響に配慮し、きめ細かな薬学的管理や服薬指導を行い、薬物治療が適切に行われる環境を整え、支援する

# かかりつけ薬剤師が関わることの効果

〔役割12〕

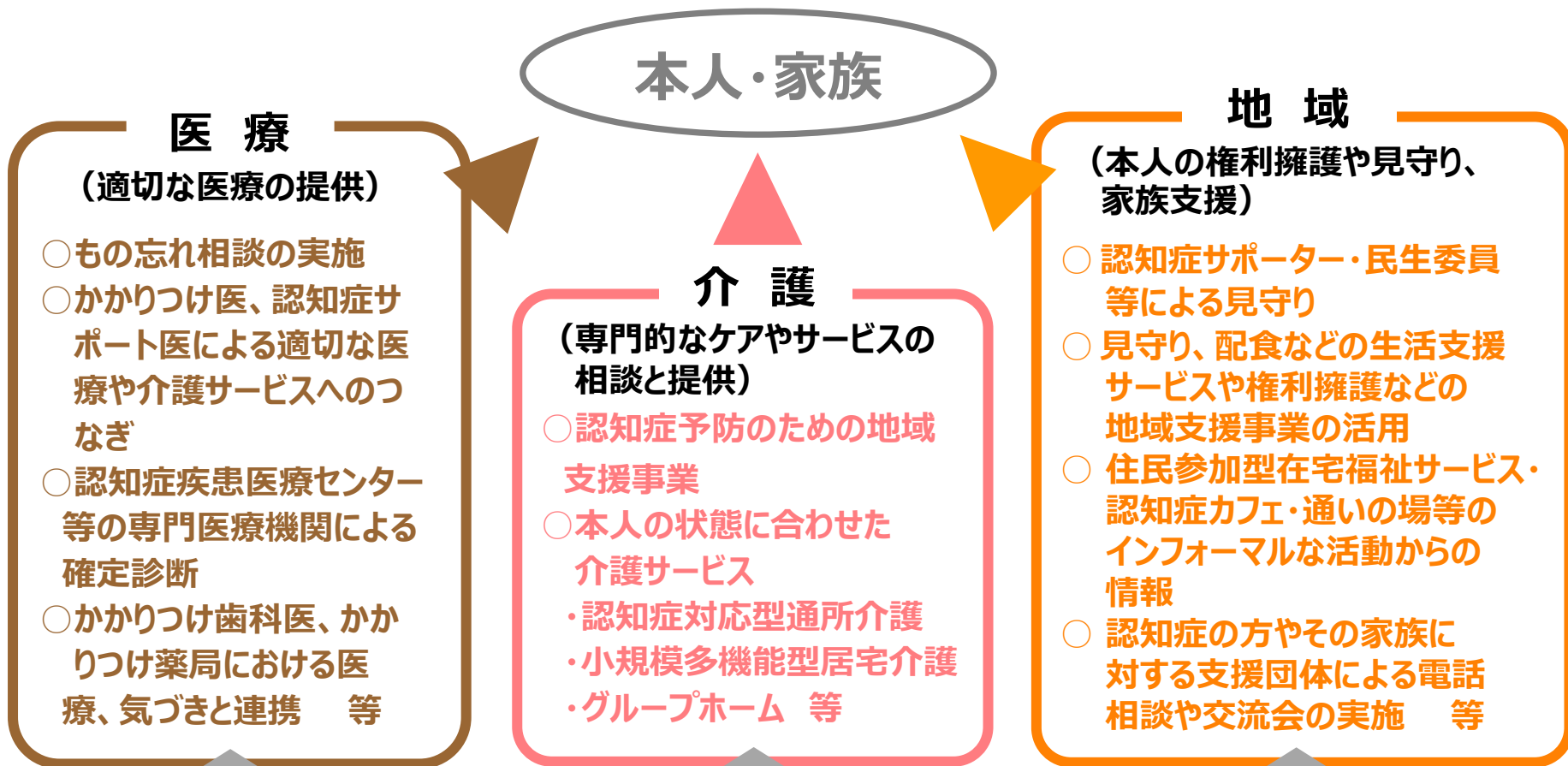
- 地域住民・利用者及び家族と顔の見える関係、継続的な関係を築けているからこそ、利用者の様子の変化や服薬状況の変化等から認知症の疑いに気づくことができる
- 日ごろから地域の医療機関、関係機関と連携して業務を行っているからこそ、認知症の疑いがある人をスムーズに早期対応につなげることができる
- 継続的な薬学的管理を行っているからこそ、認知症の人の薬物治療においても最適な環境を整え継続的に支援することができる
- 認知症を理解し、他職種との連携のもと、認知症の人の生活や治療を支えていくことができる

# 認知症の人への支援体制

## ～医療・介護・地域の連携～

〔地域実践6〕

認知症の人やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたり展開



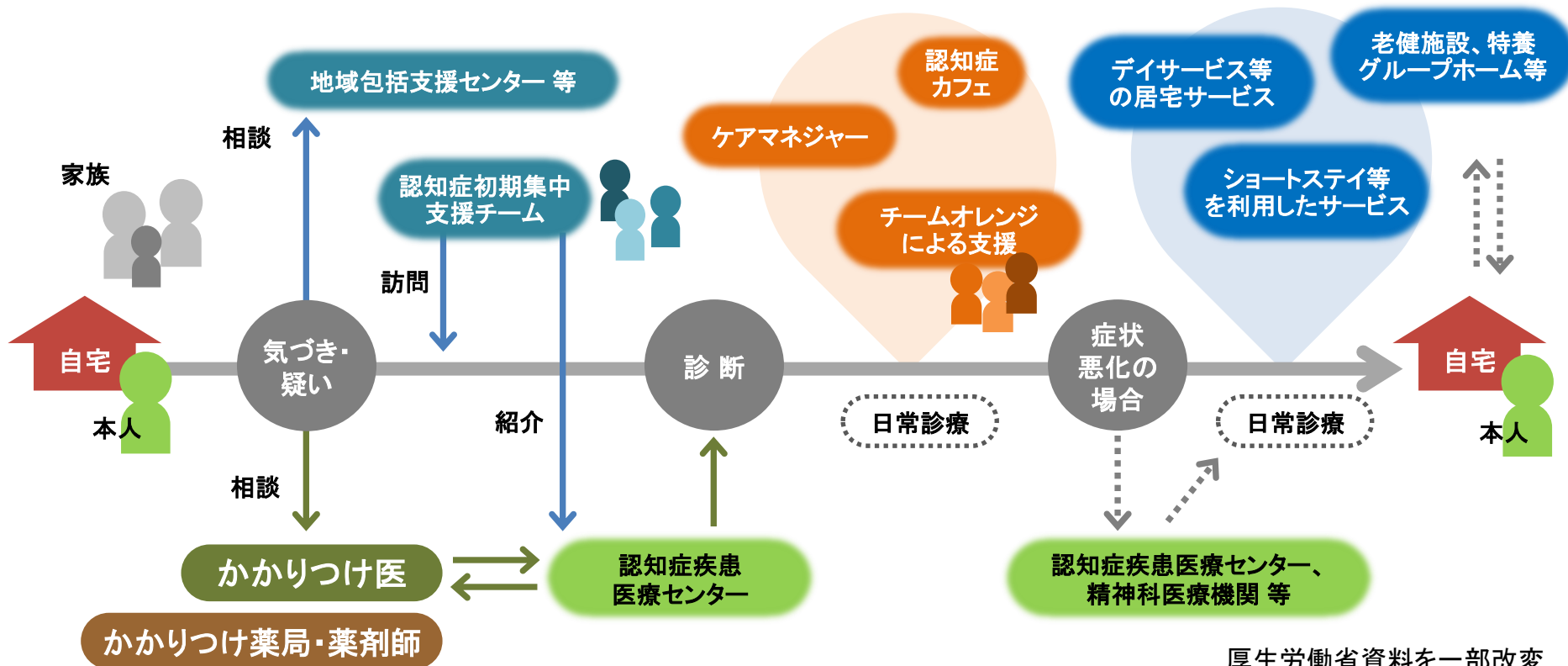
市町村は必要な介護サービスを確保するとともに、それぞれの分野の活動支援、推進を図る

# 認知症ケアパス

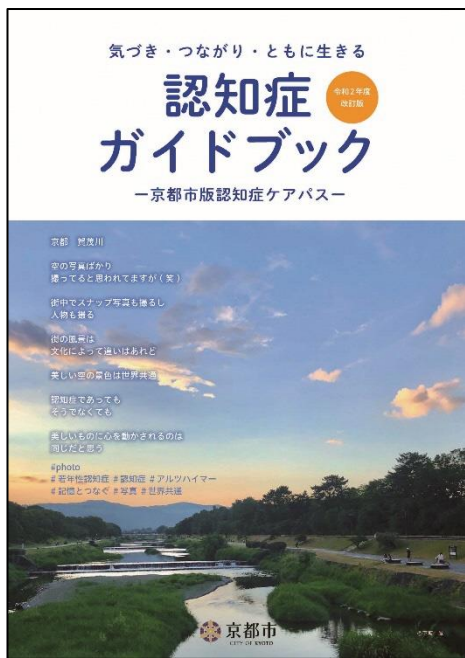
## 〔地域実践7〕

『認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの』（認知症施策推進大綱）

### 認知症ケアパスのイメージ(一例)



# <参考> 京都市の認知症ケアパス



**認知症ケアパス**

いづれの時期でも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、切れ目なくその時々で必要な支援が受けられるために、様々な機関が互いに連携しながらサポートしています。

**認知症の経過に応じて利用できる制度・サービスについて**

日常生活が自立している～気づきの時期	見守りや手助けがあれば自立した生活ができる時期	手助けや介護があると安心な時期	常に介護が必要な時期
<p>認知症になっても自分らしく生きていくために、これからの暮らし方について、周囲の人と話し合ってみてはいかがでしょうか？</p> <p><b>まずは相談！安心して相談できる窓口があります。</b> → 12～14 ページ</p> <p><b>いつもと違うと感じたら、早めに受診・相談。</b> → 15～16 ページ</p> <p><b>あなたや、家族の気持ちを理解してくれる人がいます。</b> → 16～17 ページ</p> <p><b>権利を守り、安心して生活するために。</b> → 17～19 ページ</p>	<p>高齢サポート（地域包括支援センター） 認知症初期集中支援チーム 区役所・支所保健福祉センター 長寿そこやかセンター</p> <p>かかりつけ医療機関・訪問診療・歯科・訪問歯科診療・薬局・訪問薬剤管理 認知症専門医・専門医療機関 認知症疾患医療センター</p> <p>当事者の会・家族の会（認知症の人と家族の会など） 認知症カフェ 地域の中でいきいきと（健康長寿サロン・老人福祉センター・地域の中の味方（民生児童委員・老人福祉員・認知症サポーターなど） 消費生活総合センター</p>	<p>ぜひ話し合っておいていただきたいことについて、 → 11 ページ にまとめましたので参照ください。</p> <p>認知症の症状は、時間の経過とともに変わっていきますが、心配なことも変化していきます。心配なことは一人で抱え込まず、その都度相談していただくことで、必要なアドバイスやサポートを受けることが可能です。それぞれの機関は連携しています。まずは一番身近なところに相談してみませんか？</p> <p>病院（精神科病棟・認知症治療病棟等）/ 重度認知症患者ケア</p> <p>ボランティア活動・趣味のサークルなど</p>	<p>日常生活自立支援事業 / 成年後見制度 行方不明早期発見のための地域ネットワーク / 高齢者あんしんお出かけサービス 居宅介護支援（ケアマネジャー） 配食サービス / 訪問看護 / 訪問リハビリテーション / 居宅療養管理指導 / 訪問入浴介護 ホームヘルプサービス / 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護 ショートステイ 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 福祉用具貸与や購入費の支給 / 住宅改修費の支給 / 特設施設入居者生活介護 / 養老老人ホーム / ケアハウス / 有料老人ホーム / サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム 老人保健施設 / 療養病棟等 / 介護医療院 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 特別養護老人ホーム / 地域密着型特別養護老人ホーム</p>
<p>若年性認知症の人やそのご家族へ → 21 ページ</p>	<p>電話で相談できる窓口（京都府若年性認知症コールセンター、長寿そこやかセンター 他）</p>	<p>就労に関する支援や、家計の支援など利用できるさまざまな制度・サービスがあります。</p>	

※認知症の原因となる病気の種類や、個人の状況などにより、経過のたり方や利用できる制度・サービスは異なりますので、入まなく目安としてください。また、上記以外にも利用できる制度やサービスがあります。

認知症の経過については 7～8 ページ

京都市在住の若年性認知症の当事者の方が撮られた写真を表紙・裏表紙に掲載。

いつもと違うと感じたら早めに受診・相談  
早期に受診することであなたが前向きに歩む可能性が広がります。

●かかりつけ医療機関・訪問診療・歯科・訪問歯科診療・薬局・訪問薬剤管理

身近にあり、これまでの病歴や生活環境等を知ったうえで診療や健康相談を行い、病状の説明や治療をします。また必要なときにはふさわしい医療機関を紹介するなどの役割を担っています。心身の状況から自宅等へ訪問して診療などを行う場合もあります。認知症支援においては、認知症の早期発見や診療、必要な場合は専門医療機関への紹介、地域の介護サービス事業所等との連携などを行います。

相談窓口や薬局についての問合せ窓口として京都府薬剤師会を紹介。

認知症の経過に応じて利用できる制度やサービスの他、暮らしの工夫や、認知症当事者からのメッセージ、様々な支援機関等の連絡先などを掲載。

◆薬についての相談窓口や薬局についてのお問い合わせ  
京都府薬剤師会 ☎075-551-0376  
京都府薬剤師会



# 第3次京都式オレンジプランの施策

3つの個別方策	具体的な取組
<b>認知症本人の活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジロードつなげ隊の設置</li> <li>・チームオレンジを全市町村に整備</li> <li>・認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活用 他</li> </ul>
認知症の人の就労、社会参加の支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェのさらなる開催促進と設置の拡大</li> <li>・ピアサポートの充実</li> <li>・本人ミーティング・家族ミーティングの開催促進 他</li> </ul>
若年性認知症施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症支援コーディネーターの設置</li> <li>・若年性認知症コールセンターの設置</li> <li>・若年性認知症の人の事例と当事者の経験の共有 他</li> </ul>
<b>認知症の本人・家族を支える地域の支援体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〈早期発見・早期鑑別診断・早期対応〉ができる体制づくり</li> <li>・地域の商店、医療機関等による認知症疑いへの気づきや連携体制の確立</li> <li>・地域の実情に応じた認知症ケアパスの作成・普及、活用促進</li> <li>・認知症初期集中支援段階におけるピアサポートの充実 他</li> </ul>
地域での日常生活におけるバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症にやさしい異業種連携協議会による認知症にやさしいモノやサービスの創出と取組発信の支援</li> <li>・地域や関係機関との連携による見守り支援の強化 他</li> </ul>
相談体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症コールセンター、認知症あんしんサポート相談窓口の設置</li> <li>・「もの忘れ相談医」等の充実</li> <li>・「ワンストップ認知症相談」の実施</li> </ul>
家族・介護者等への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チームや認知症リンクワーカーによる、本人・家族等に寄り添った支援の充実</li> <li>・認知症行動・心理症状緊急対応加算制度の普及 他</li> </ul>
認知症の人の意思決定の支援及び権利擁護の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる市町村支援の充実</li> <li>・認知症の人の生活に関わる関係者の意思決定支援スキルの向上</li> <li>・認知症の人の消費者被害防止に関する取組促進 他</li> </ul>
<b>医療・介護の提供体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「病診連携」「病病連携」による早期入院・早期退院の仕組みづくり</li> <li>・認知症の初期段階における歯科治療の早期介入</li> <li>・在宅療養あんしん病院登録システムの普及促進 他</li> </ul>

① 相談窓口

② 本人発信支援

③ 認知症バリアフリー



# ①相談窓口

## 「認知症施策推進基本計画」 Ⅲ 基本的施策

- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 6 相談体制の整備等

- 市町村、福祉事務所、社会福祉協議会
- 地域包括支援センター ● もの忘れ外来（相談可能な）、かかりつけ医
- 保健所・保健センター ● 精神保健福祉センター
- 認知症地域支援推進員
- 認知症疾患医療センター ● 認知症サポート医
- 認知症初期集中支援チーム ● 認知症カフェ
- 京都府こころのケアセンター（若年性認知症支援コーディネーター）
- 若年性認知症コールセンター
- 認知症の人と家族の会（京都府認知症コールセンター）
- 相談窓口の情報（きょうと認知症あんしんナビ）

# 認知症疾患医療センター

〔地域実践9〕

地域における認知症医療体制・日常生活支援に関する相談支援

認知症初期集中  
支援チーム

地域包括支援  
センター

かかりつけ医・  
歯科医・薬剤師

認知症  
サポート医

連携

認知症疾患医療センター（早期診断等を担う医療機関）

連携型

地域型

基幹型

(1) 専門的医療機能

- ・速やかな鑑別診断
- ・診断後のフォロー
- ・症状増悪期の対応
- ・BPSD・身体合併症への急性期対応
- ・専門医療相談

(2) 地域連携拠点機能

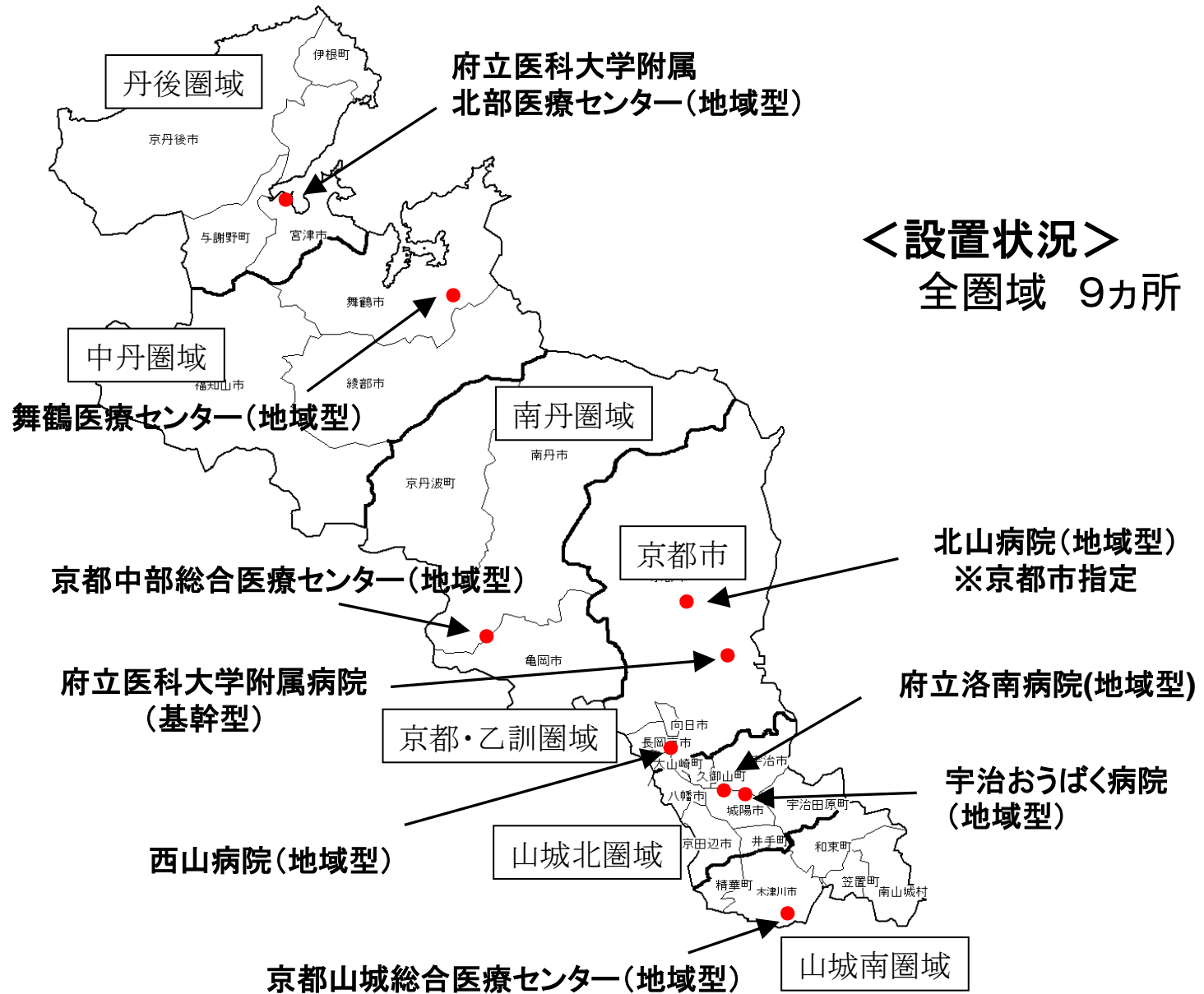
- ・連携協議会の設置
- ・研修会の開催

(3) 日常生活支援機能

- ・診断後の相談支援

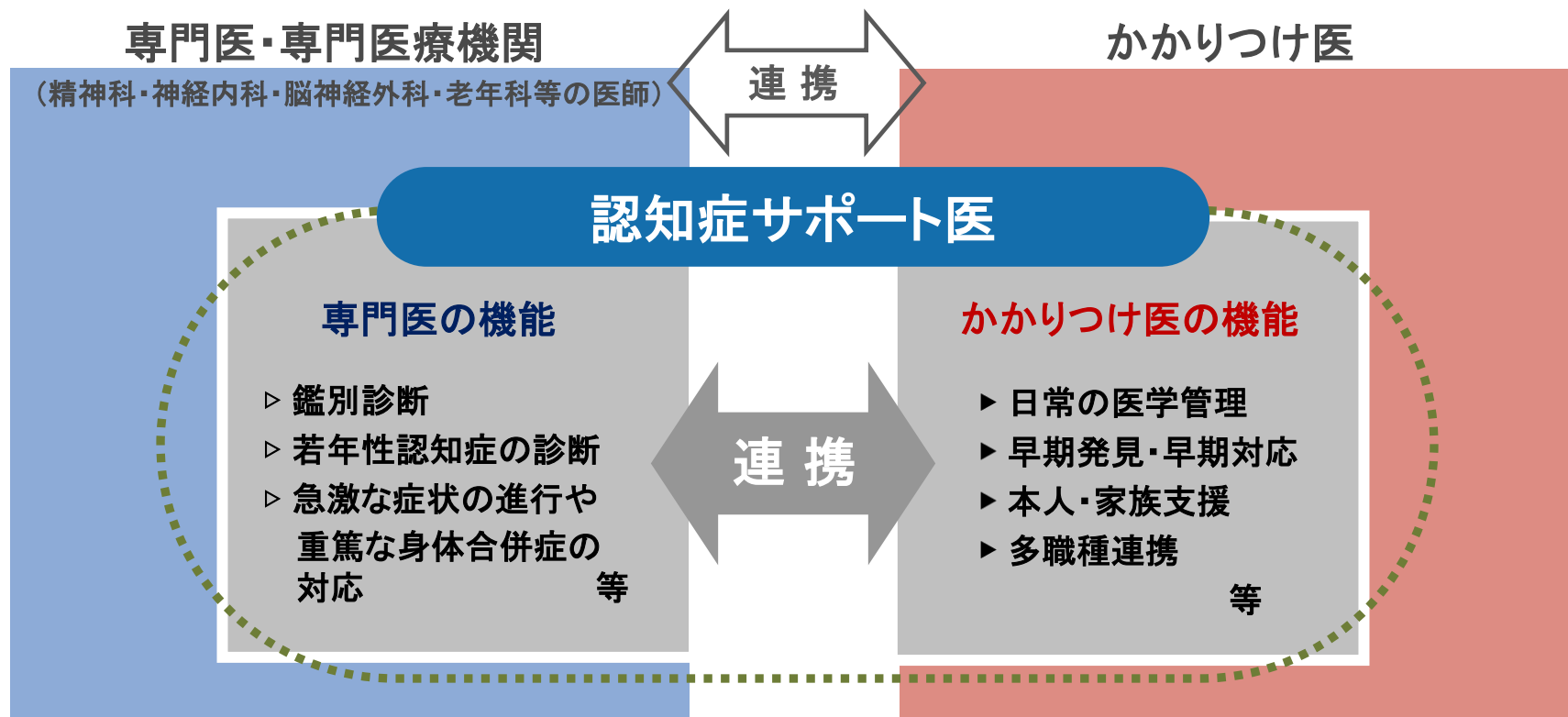
地域の医療提供体制の中核

# 認知症疾患医療センターの位置



# 認知症サポート医

〔地域実践8〕



## 認知症サポート医の機能・役割

- ① 認知症の人の医療・介護に関わるかかりつけ医や介護専門職に対するサポート
- ② 地域包括支援センターを中心とした多職種の連携作り
- ③ かかりつけ医認知症対応力向上研修の講師や住民等への啓発

# 認知症初期集中支援チーム

## 〔地域実践19〕

- 複数の専門職が家族の訴え等により 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族 支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと
- 全ての市町村に設置されている

### ● 認知症初期集中支援チームのメンバー

#### 医療と介護の専門職

（保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士 等）

#### 認知症サポート医である医師（嘱託）



### ● 配置場所

地域包括支援センター、診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁など

#### 【支援対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ 認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する人

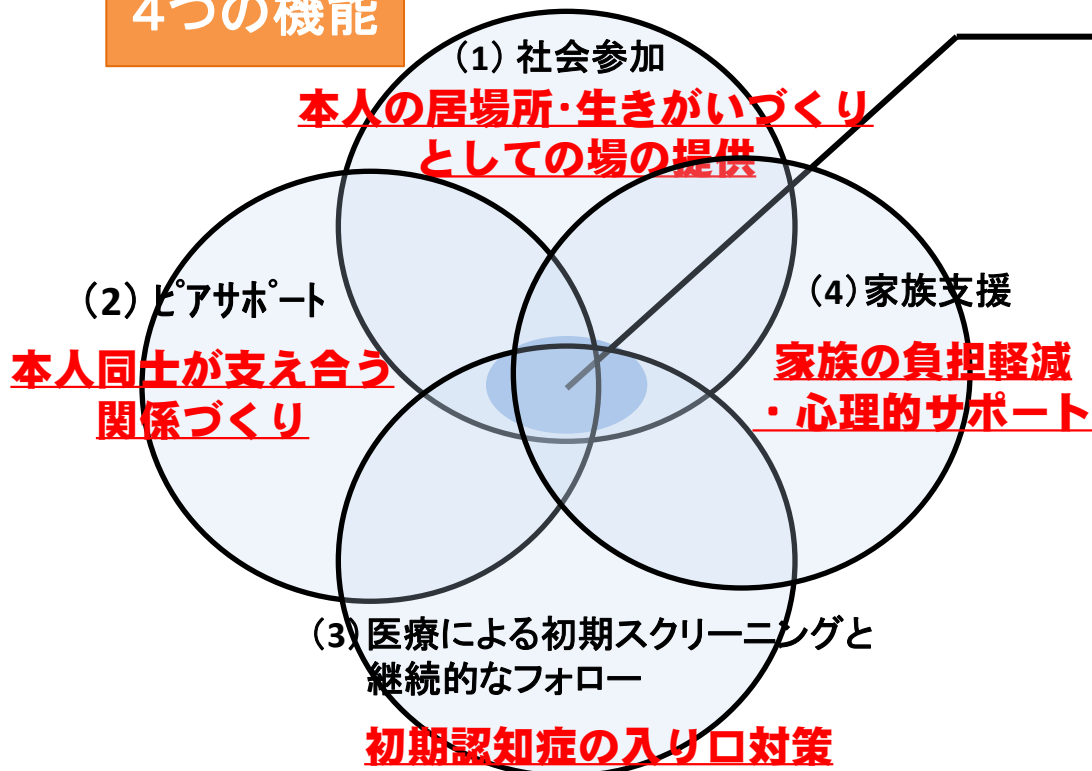
- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
  - （ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない人
  - （イ）継続的な医療サービスを受けていない人
  - （ウ）適切な介護保険サービスに結び付いていない人
  - （エ）診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

# 認知症カフェ



認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、  
お互いを理解し合う場

## 4つの機能



## 初期認知症対応型カフェ

4つの機能地域特性に応じて選択的に  
機能を組み合わせ

### (1) 社会参加

ex) ボランティア活動、福祉的就労



### (2) ピアサポート

ex) 本人交流会、心理教育



### (3) 医療による初期スクリーニングと 継続的なフォロー

ex) 認知症スクリーニング検査、巡回  
相談



### (4) 家族支援

ex) 家族交流会

## <設置状況>

全市町村に設置(R6.3時点 174カ所)

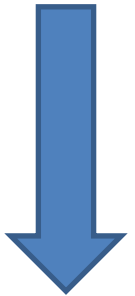
⇒府は、認知症カフェ連絡会と共催による「認知症カフェセミナー」を開催  
また、課題のあるカフェにアドバイザーを派遣して伴奏支援を実施

# 若年性認知症支援体制



- ・疾患医療センター
- ・医療機関
- ・市町村
- ・地域包括支援センター
- ・
- ・

**支援者**



**当事者・家族**



電話・個別相談

**若年性認知症支援コーディネーター**

- 相談・早期発見
  - ・コールセンターの設置
  - ・府民向け講演会、専門職向け研修会の開催
- 受容支援
  - ・診断病院と連携した支援
  - ・本人家族交流会の開催
- 就労継続支援
  - ・産業医や人事労務担当者、ジョブコーチと連携した支援
- 休職・退職時支援
  - ・各種制度手続きの紹介
  - ・退職後の居場所づくり支援
- 圏域への移行支援・助言
  - ・圏域支援ネットワークへの引継ぎ、フォロー

京都府こころのケアセンター 府立洛南病院



疾患医療センター  
(基幹型)

府医師会

社協

福祉・介護事業所

包括協

高齢者支援課

カフェ連絡会

経営協・連合

労働局

産保センター

障害者職業センター

家族の会

支援の移行・助言

市町村

地域リハセン

保健所

疾患医療センター  
(地域型)

事業所

府域支援ネットワーク

圏域支援ネットワーク





# 認知症コールセンターの設置

**認知症かも…**

「最近、ちよつとも忘れが…認知症かな？」

「認知症の人の介護について悩みに相談したい…」

**ひとりで悩んでいませんか？**

「高齢性認知症かどうか不安…」

「利用できるサービスってなにあるの？」

相談料・通話料無料・秘密厳守

**お気軽にご相談ください**

**京都府認知症コールセンター**  
☎️ **0120-294-677**

受付時間 月曜日～金曜日10:00～15:00 ●相談員（認知症介護経験者等）が丁寧に対応します。  
土・日、祝日、お盆（8月13日～8月16日）、年末年始（12月27日～1月5日）を除く

**65歳未満の方の認知症については…**

**京都府若年性認知症コールセンター**  
☎️ **0120-134-807**

受付時間 月曜日～金曜日10:00～15:00 ●相談員（看護師等）が丁寧に対応します。  
土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

京都府・京都府域包括ケア推進事務局

## 京都府認知症コールセンター 令和5年度相談実績 471件

(居住地)		(相談内容)	
京都市	67.5%	病状	30.6%
長岡京市	6.2%	相談者の心身	31.5%
宇治市	5.5%	人間関係	12.6%
亀岡市	3.8%	医療関係	11.9%
	など		など

## 京都府若年性認知症コールセンター 令和5年度相談実績 40件

(居住地)		(相談内容)	
京都市	30.0%	病状	36.5%
木津川市	7.5%	医療	20.6%
久御山町	7.5%	サービス	15.9%
		心身	6.3%
	など		など

# きょうと認知症あんしんナビ

## 京都府内認知症関係情報のポータルサイト

2014年3月17日オープン  
随時情報で充実・更新!

認知症かも…ひとりで悩んでいませんか?

### きょうと認知症あんしんナビ

認知症の人も家族の方  
支援する方も安心

認知症に関して適切な情報を一元的に発信し、一人でも多くの方のあんしんにつながることを目的に、総合ポータルサイト「京都認知症あんしんナビ」をオープンしました。  
また、若年性認知症についても詳しく紹介しています。ぜひご覧ください。

認知症で困った時に役立つ情報が満載!

まずはココ!

- 「認知症かな?」と思った人へ
  - チェックリスト
  - コールセンター
  - 専門機関
- 若年性認知症
  - 支援のポイント
  - 利用のできる制度
- 支援する方へ
  - 認知症ケアパス
  - オレンジガイドブック
- 医療・介護の窓口
  - 医療と介護の連携性
  - 介護サービス
- 認知症の理解
  - 認知症の主な原因疾患
  - 症状と対応方法

まずはホームページにアクセス

ホームページアドレス  
[www.kyoto-ninchisho.org](http://www.kyoto-ninchisho.org)  
きょうと認知症ナビ

京都地域包括ケア推進機構  
〒604-8418 京都府京都市中京区西ノ京東福局町6番地 京都府医師会館703  
TEL: 075-822-3562 (代表) E-mail: info@kyoto-houkatucare.org  
FAX: 075-822-3574 Web: www.kyoto-houkatucare.org

## サイトの構成

- 認知症の理解  
(原因疾患、啓発・情報ツール)
- 相談窓口  
(コールセンター、地域包括支援センター、  
認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、  
事前登録制度の窓口等)
- 医療と介護の情報  
(物忘れ外来、専門医名簿、介護事業所等)
- 認知症とともに生きる  
(認知症の当事者の活動)
- 若年性認知症に関する情報  
(京都オレンジガイドブック)
- 支援者向け情報  
(京都市オレンジプラン、ケアパス、認知症サポート医  
名簿、地域支援推進員名簿)
- 活動報告(ブログ形式)
  - ・オレンジロードつなげ隊の取組
  - ・京都府・機構の取組
  - ・認知症カフェの取組
- 市町村の認知症施策
- 研修・行事案内 (市町村等による情報発信)

## ②本人発信支援

### 「認知症施策推進基本計画」 Ⅲ 基本的施策

- 1 認知症の人に関する国民の理解の増進等
  - (3) 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開
  
- 3 認知症の人の社会参加の確保
  - (2) 認知症の人の社会参加の機会の確保
  
- 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
  - (1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定
  - (2) 認知症の人に対するわかり易い形での意思決定支援等に関する情報提供の促進

# 京都府認知症応援大使

府民への認知症への関心や正しい理解を深めるため、ともに普及啓発活動を行っていただける認知症のご本人を募集し、令和4年度に7名の大使を委嘱  
→令和6年度 9名の大使を委嘱(再任含む)

任期

委嘱日から2年(再任可)

活動内容

- (1) 府や市町村が行う認知症の普及啓発活動  
例) イベントへの出演、広報誌のインタビュー
  - (2) 府及び市町村が行う医療・介護人材の養成研修への協力
  - (3) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力 等
- ※認知症のご本人が希望することや得意なことを活かして参加・協力が可能な活動を行っていただきます。



応募要件

- (1) 府内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に府と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年齢・所在市町村名・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること  
(公表できない理由がある場合はその限りではない)



# 再任の大使



**下坂 厚氏**  
しもさか あつし



**鈴木 貴美江氏**  
すずき きみえ



**樋口 聖典氏**  
ひぐち きよのり



**幸 陶一氏**  
ゆき すえかず

# 新任の大使



**宇野田 祥子氏**  
うのだ さちこ



**河田 正裕氏**  
かわた まさひろ



**藤田 佳児氏**  
ふじた けいじ



**吉田 哲久氏**  
よしだ あきひさ

京都府認知症応援大使

京都府では、認知症への関心・正しい理解を深める啓発活動に認知症ご本人の声を発信することでご協力いただくため、[地域版希望大使](#)（[外部リンク](#)）である「京都府認知症応援大使」を委嘱しています。

京都府認知症応援大使のご紹介

こちらのページで大使の皆さまのプロフィールをご紹介します。

- 京都府認知症応援大使のご紹介（令和6年12月7日現在）  
（京都府HPリンク）

↑

応援大使HP

各大使の詳細や  
ご依頼の方法など  
ご参照ください。



（氏名非公表）

# 若年性認知症個別ピアサポート

若年性認知症の当事者(本人・家族)が「若年性認知症ピアサポーター」となる相談活動(個別ピアサポート事業)を実施

家族同士のピアサポートの希望も受け付けています

対象：65歳未満の若年性認知症当事者(ご本人・ご家族)

形式：会場またはオンライン

※京都府若年性認知症支援コーディネーターが、京都認知症総合センター、京都府乙訓保健所との共催により、下記の4拠点で実施

※京都府内全域を対象としており、オンラインや必要に応じて出張相談などでも対応します。

<拠点1> 京都認知症総合センター カフェほうおう (京都府宇治市宇治里尻36-35)

<拠点2> 京都府乙訓保健所 (京都府向日市上植野馬立8)

<拠点3> 京都府丹後保健所 (京都府京丹後市峰山町丹波855)

<拠点4> 舞鶴市役所福祉部高齢者支援課 (京都府舞鶴市字北吸1044)

## ■お問い合わせ・利用申し込み

京都府こころのケアセンター (若年性認知症支援コーディネーター)

TEL: 0774-32-5885

受付時間: 平日9:00~12:00、13:00~15:00



# 本人・家族教室の開催促進

認知症疾患医療センター等の医療機関や認知症カフェ等の初期認知症の方や多職種が集まる場において、本人・家族が病気に向き合い、生活を再構築するために必要な情報やピアサポートの場を提供する本人・家族教室の開催を促進

※昨年度新・京都式オレンジプラン推進ワーキングにおいて、多職種による本人・家族教室用の標準テキスト(パワーポイント形式)を作成

＜京都認知症あんしんナビのサイトから、自由にダウンロードしていただけます。＞

[https://www.kyoto-ninchisho.org/?page\\_id=2724](https://www.kyoto-ninchisho.org/?page_id=2724)

## 本人・家族教室のイメージ

実施主体：認知症疾患医療センター等の診断を行う医療機関、多職種が集う認知症カフェなど

対象者：初期認知症と診断された人及びその家族

内 容：6回シリーズ(120分/回)

第1部：アイスブレイク(20分)→第2部：講義(25分)→第3部：交流会(75分)

※上記を想定してテキストを作成するが、時間配分は実施者が任意に設定

### 各回のテーマ

第1回：認知症の基礎知識

第4回：認知症の人の気持ち、家族の気持ち

第2回：認知症と薬

第5回：生活上の工夫と作業療法

第3回：認知症との関わり方、認知症の人との関わり方

第6回：支援やサービスと相談先

⇒疾患医療センターや認知症カフェなど、様々な場所における開催を促進



# 認知症の人の意思決定支援研修

府独自

認知症の人の生活に関わる関係者(医療、福祉・介護、法曹、金融機関等)が、様々な生活場面(受診、サービス利用、取引、成年後見制度利用等)で本人の能力に合った説明ができるよう、係者向けに「認知症の人の意思決定支援研修」を実施

※一般社団法人日本意思決定支援推進機構へ委託して実施

## <令和6年度実施計画>

対象	日程	場所・開催方法	テーマ
全職種向け	8/10(土)	宮津市	意思決定支援の基礎
全職種向け	10/27(日)	京田辺市	医療・福祉・介護における意思決定支援
全職種向け	12/15(日)	京都市	法律場面における意思決定支援
全職種向け	2/1(土)	京都市内	消費活動における意思決定支援



研修の参加申し込みは、下記のサイトから行っていただけます。

■日本意思決定支援推進機構サイト

<https://www.dmsoj.com/ivent>



# ③ 認知症バリアフリー

## 「認知症施策推進基本計画」 Ⅲ 基本的施策

### 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
- (2) 移動のための交通手段の確保
- (3) 交通安全の確保
- (4) 認知症の人にとって利用しやすい製品サービスの開発・普及の促進
- (5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定
- (6) 民間における自主的な取組の促進

# 認知症サポーター/キャラバン・メイト/チームオレンジ

## 〔地域実践24〕

### 【認知症サポーターとは】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

### 【キャラバン・メイト養成研修】

実施主体：

都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的：

地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成する。

内容：

認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



認知症サポーターキャラバン

### 【認知症サポーター養成講座】

実施主体：

都道府県、市町村、職域団体等

対象者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等

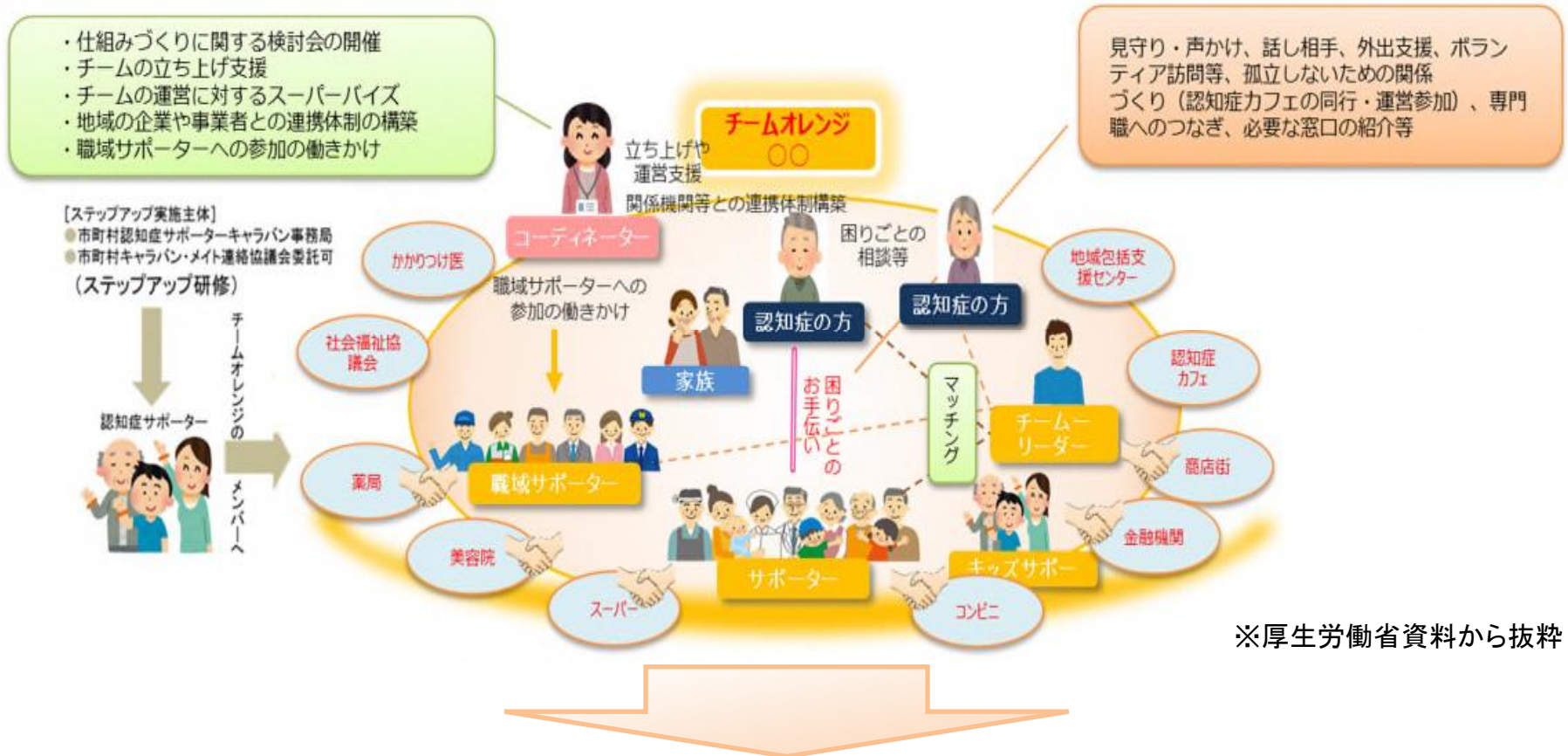


### 【チームオレンジとは】

認知症サポーターがチームを作り、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み。認知症の人もメンバーとして参加する

# チームオレンジ

認知症サポーターの量的拡大に加え、認知症サポーター等を支援者として、認知症の本人や家族のお困りごとや生活支援ニーズに繋ぐ仕組み。



※厚生労働省資料から抜粋

これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに1千万人超が養成されている認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

## 京都高齢者あんしんサポート企業の取組（平成23年度～）

高齢者や認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者や認知症の方の声かけ、買い物支援、情報提供を通じて、高齢者の孤立や不安の解消、認知症の方への対応に取り組む**高齢者にやさしい企業**

金融機関、スーパー、コンビニ、農協、薬局、宅配会社、タクシー会社、家電小売店、理容店、接骨院、歯科医院等……



【店頭用ステッカー】

＜京都高齢者あんしんサポート企業登録状況＞※R6.3末  
3,936事業所、19,713名のサポーター名を養成

⇒約270の薬局に、京都高齢者あんしんサポート企業として登録  
いただいております。



【窓口用プレート】



# 認知症にやさしい異業種連携協議会

府独自

## 認知症にやさしい異業種連携協議会

### <設置主旨>

高齢化が急速に進行する中で、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、高齢者、認知症の人に身近なモノやサービスを提供する企業が異業種連携により“認知症にやさしい”モノやサービスを検討し、実践することを目的とする。

事務局: 京都府  
座長: 京都府立医科大学精神機能病態学  
        成本 迅教授

認知症にやさしいサービスの検討と実践に関心と意欲を持つ企業

金融・保険業

小売業

運輸業

情報通信業

不動産業

医療・介護サービス業

警備...

認知症当事者(本人・家族)

学識経験者(京都府立医科大学)

オブザーバー(消費者団体・研究機関等)

各地域で行われているインフォーマルな高齢者支援・認知症の人への支援の事例を収集

各地域の認知症にやさしいまちづくりとの連携

〇〇市〇〇地域

〇◆町

□市△区

企業・事業所

行政・地域包括

医療・福祉・介護

企業・事業所

行政・地域包括

医療・福祉・介護

企業・事業所

行政・地域包括

医療・福祉・介護



ご静聴ありがとうございました

